

新潟市教育委員会 令和元年8月 定例会会議録

日 時	令和元年8月30日(金) 午後3時30分		
場 所	新潟市役所 白山浦庁舎 5号棟3階 教育会議室1		
教育長	前田秀子		
出席委員 (8名)	佐藤久栄	出席委員	小野沢裕子
	上田晋三		市嶋洋介
	田中賢一		渡邊純子
	渡邊節子	欠席委員	
	山倉茂美		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏名	職・氏名	
	教育次長 高居和夫	学校支援課長	齋藤純一
	教育次長 古俣泰規	生涯学習センター所長	枝並素子
	教育総務課長 渡邊剛	中央公民館長	浅間直美
	学務課長 高橋光久	中央図書館長	吉田英津子
	施設課長 高橋裕幸	教育総務課 課長補佐	佐藤夏樹
	保健給食課長 東理守	教育総務課係長	桑原勝俊
	地域教育推進課 長 緒方猛	教育総務課主査	山口学
	学校人事課長 池田浩		
	教育職員課長 浅間孝之		
総合教育 センター所長	小川裕一		
他部署 出席者(0名)			

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (4 件)	議案番号	件 名
	議案第 15 号	令和元年 9 月議会定例会の議案について
	議案第 16 号	教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会報告について
	議案第 17 号	2020 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書の採択について
報告 (3 件)	議案第 18 号	2020 年度使用新潟市立高志中等特別支援学校後期課程用教科用図書の採択について
	令和元年度新潟市奨学生等の選考結果について	
	令和元年度全国学力・学習状況調査の結果について	
協議会 (1 件)	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について	
	通学区域変更に関する要望書について	

第1 開会宣言

○教育長

午後 3 時 30 分 開会を宣言する。

これより、8月の教育委員会定例会を開催いたします。

現在のところ、報道関係者からの申し出はありませんが、会議中に委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

では、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に渡邊節子委員及び山倉委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に日程第 2 付議事件に入ります。

はじめに、議案第 15 号令和元年 9 月議会定例会の議案については、市議会に議案の公表前であることから非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

それでは公開案件の終了後、非公開案件として再開し審議いたします。

次に、議案第 16 号教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・報告書の議会報告について教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課です。私からは、教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会報告について説明させていただきます。資料については付議 19 ページになりますので、よろしくお願いします。

議案第 16 号、教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会報告についてご説明します。付議 20 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、毎年、事務の管理及び執行状況については点検・評価を行いまして、その報告書を議会に提出することが義務づけられております。この度は、この報告書の決定をお願いするものです。報告書の内容については、さきの7月の協議会でご協議いただいておりまして、その際にご指摘いただいたご意見を参考に、若干の修正を行ったところです。今回は、修正したところについてご説明させていただきます。

初めに、付議 24 ページをご覧ください。囲みが三つありますが、上段のところです。行政視察(県外視察)とありますけれども、修正前は(県内視察)と記載しておりましたので、それを修正させていただいたところです。

続いて、付議 30 ページになります。上段ですが、1-(1)社会の変化

や新たな課題に対応できる教育の推進の主な事業に、ご指摘をいただいておりましたアフタースクール学習支援事業を付け加えました。そして、同じく付議 30 ページの下の段、1-(3)の文言ですが、下のところにアフタースクール学習支援事業については1-(1)に記載のとおりということで、再掲事業であるということで、このような形で記載させていただいております。

続きまして、付議 37 ページをご覧ください。3. 教育ビジョン推進委員からの主な質問・意見・要望と教育委員会の対応の中段ですが、施策1-(3)「基礎・基本を身に付ける教育の推進」について、英検を受験する教員へどのような補助をしているかというご質問がありました。それに対して、そこに記載のとおり、希望者に対して受験料の全額補助をしているということを入れさせていただいております。

次に、付議 38 ページをご覧ください。施策1-(6)「読書活動の推進と新聞活用の充実」についてですが、アンケート結果の全体像が分かるように、米印以下の(参考)ということで、加筆いたしました。11月に実施のアンケートで、この1か月に本をどれくらい読みましたかという項目でしたけれども、結果はご覧のとおりとなっております。

同様に付議 39 ページですが、施策3-(2)「外国語教育・国際理解教育の充実」についてもアンケート結果を加筆しました。米印以下をご覧ください。外国語の勉強が好きと回答した6年生は 74 パーセントでしたが、この項目は平成 30 年度に新規に設定されたもので、それまでは、括弧内に記したように「外国語活動の勉強が好き」という項目で、これは平成 29 年度は 78.2 パーセントだったところです。平成 30 年度から、新潟市でも教科としての外国語教育が5, 6年生で始まりまして、楽しい活動中心の外国語活動は3, 4年生に移行したということです。このような要因で数値が下がったことが推測されますが、今年度の指標目標については、このために下方修正させていただいたところです。なお、平成 30 年度に新規に設定された項目で、「外国語の授業は分かる」と答えた6年生は 82.9 パーセントいるということも付け加えさせていただいています。

その他、就学援助制度や奨学金制度など、先回、ご意見をいただいた指標目標の検討については、現在進めております教育ビジョンの第4期実施計画の策定において改善してまいりたいと思います。

修正等については以上ですが、その他の内容については、前回の協議会でお示しした内容と変更はありません。この報告書について、本日の審議を経た後に、9月 13 日から開催予定の9月市議会の定例会において報告するとともに、ホームページにも掲載しまして公表する予定しております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

○田中委員

私たちの意見等について、適切な修正、大変ありがとうございました。

1点だけ確認をお願いします。付議 27 の真ん中辺り、⑧の後段、「また」の行の右端なのですけれども、ボランティアの「テ」、その下にボランティアの「ア」を入れておいていただきたいと思います。

○教育総務課長 失礼しました。今、「ボランティバンク」となっておりますけれども、失礼しました。その上は「テ」が抜けていますし、失礼しました。修正させていただきます。

○教育長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。それでは、今の2点を修正のうえ、この報告書案のとおり決定することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのように承認することで決定します。

次に、議案第 17 号、2020 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書の採択についてと議案第 18 号、2020 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書の採択については関連がありますので、一括して審議いたします。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長 学校支援課です。議案第 17 号及び議案第 18 号について、一括してご説明申し上げます。

両議案で審議となっている各教科用図書については、4月の教育委員会定例会で承認いただいた 2020 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針及び 2020 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針に基づき、各学校が調査研究を行いました。調査研究では、各校が自校の教育課程に照らしながら、教科書の内容、配列、分量、図表や写真、資料の見やすさ等を教科書選定委員会等で比較検討したうえで、自校の生徒の実態に適するものを校長が教職員の意見を踏まえて選定したものです。教育委員の皆様には、これまで、各学校の教育目標を十分ご理解いただいたうえで、各学校が出された教科用図書選定一覧に基づいて教科書を丁寧にご覧いただき、内容を把握していただいております。本日は、学校ごとに一括して説明させていただきます。

はじめに、新潟市立万代高等学校の選定結果についてです。万代高等学校は全日制普通科及び英語理数科という学科やコースの目的を踏まえて選定を行いました。選定理由については、付議 43 ページから 48 ページをご覧ください。

続いて、新潟市立明鏡高等学校の選定結果ですが、明鏡高等学校は定時制普通科の午前部と夜間部、それぞれ目的を踏まえて選定を行いました。選定については付議 49 ページから 57 ページをご覧いただきたいと思います。

続いて、新潟市立高志中等教育学校後期課程、つまり4年生から6年生用の教科用図書の選定結果です。高志中等教育学校は中高一貫校という特性を踏まえた選定結果となっています。選定については付議 59

ページから 63 ページをご覧ください。なお、中等教育学校後期課程では、高等学校用教科用図書を使用するため、需要学年については高等学校の学年に合わせてそれぞれ高等学校1年、2年、3年用と記載していますが、中等教育学校の4年、5年、6年生用ということでご理解いただきたいと思います。

それでは、議案第 17 号及び議案第 18 号について、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いします。

○市嶋委員

教科書をいろいろ見せていただいて、私が感じたところで、社会と情報の教科について、まず、明鏡高等学校の教科書を拝見した感想なのですけれども、どちらもそうなのですから、社会と情報という科目については、多分、子どもたちが社会に出て、まず先に、どんな仕事に就いたとしても情報社会になってパソコンを使ったり、そういうモラルとか知識が、多分、不要な職種はないのではないかと思いまして、特に注目して見せていただきました。明鏡高等学校も万代高等学校も非常にバランスよくまとまっていて、特に情報モラルに関して、子どもたちが間違った使い方をして不利益とか被害に遭わないようにということが本当に丁寧に書かれていると感じましたし、また、具体的なパソコンの使い方、細かい解説なども、本当に社会に出て会社に入って業務をするところまである程度踏み込んで使えるような内容になっていると思いました。明鏡高等学校、万代高等学校のどちらの教科書も非常によくまとまっているので、いい教科書だと拝見しました。

明鏡高等学校は、もう一つ、ビジネス実務というところも、私も一応会社をやっているので、見せていただいて感じたところは、本当に社会に出てまず名刺交換とか、ビジネスマナーを身につけるとか、もしかしたら大学とか専門学校で学ぶようなところかもしれませんけれども、高等学校の段階でこれだけ実戦的なものが学べるのは、私のころももしかしたらあったのかもしれませんけれども、これだけ専門的な科目として丁寧にまとまっているこの教科書はとてもいいなと思って見ていただきました。これであれば本当にこのまま高等学校を卒業してすぐに働くような子どもがいたとしても、きちんとこういう学習ができる社会に出られるということはとてもためになると思いますし、また、そのための内容が丁寧にまとまっている教科書だと思いました。

○山倉委員

最初に、明鏡高等学校の現代文 A の教科書なのですが、芥川龍之介、夏目漱石、宮沢賢治など、だれもが今まで読んだことあるような親しみを持てる作家から最近の作家まで、本当に多種多様な作家の小説やエッセイなどが載っていて、教科書というか読み物としてもとても読みごたえがあると思いました。また、これをきっかけに子どもたちがこの作家の小説を読んでみたいと、本を読むということに発展してくれればいいなと思いました。

もう一つ、万代高等学校の保健体育ですが、見開くと一つの単元になっているのでとても分かりやすい、例えば、睡眠と健康で見開き、喫煙と健康などで2ページで1単元ということがとても見やすく分かりやすいと思いますし、大切な言葉は太字で書いてありますし、欄外に詳しく説明してあります。あと、写真や図表を使っているということで、とても分かりやすく解説してあり、いいなと思いました。

○佐藤委員

まず、全体の教科書に関してですけれども、それぞれの高等学校の先生方が学校の状況に応じて選ばれたということですので、その選択に特に異論はありません。

市嶋委員の話につけ加えのような話になるのですけれども、明鏡高等学校はどちらかというと高等学校を卒業されてすぐ社会に出られる方が多いと思います。その中で少し目を引いたのが、経済活動と法という教科書なのですけれども、中に会社の株券の見本であるとか、小切手や手形の見本がそのまま入っているのです。今の世の中、少し前はカードのことがあったり、今はインターネットでワンクリックでけっこう高額な商品が買えたりという中で、本来のお金の意味とか重さがなかなか感じられない世の中になってきているのですけれども、社会に出るところで、そういう実際の本当のお金の動きとかお金の価値というものを勉強したうえで社会に出るというのはとてもいいことだと感じました。

○小野沢委員

同じく明鏡高等学校なのですけれども、国語の中に国語表現という教科書があります。現代文ではなく国語表現というところでまず目を引きました。この内容がとても素晴らしい。私たちが人と接していく中でいろいろ表現が大切になってくるわけですけれども、まず、ページを開くと、情報収集の方法として、人に尋ねる、見学する、新聞を読む、本を読む、インターネットで調べる。その場合の注意点なども細かく書いてあるのです。それから、まず書いてみる、分かりやすく書く、次に小論文はどうだ、レポートはどうだ、反応を予想しながら書いてみましょうとか、自己PRはどうしましょう、プレゼンテーションとつながっていって、中には非常に緊張してあがつてしまったりの対処法というようなものまでありました。

あと、著名人の読み書きに対する思い、それから注意点なども非常に分かりやすく書いてあって、これは私もアナウンサーとして仕事をすることがあるわけですけれども、そういう点でも非常に役に立つと思う教科書で、これで学んで社会に出て行ったときに、自分の思いを伝えられるというのは随分と力になるのではないかと思いました。

○上田委員

新潟市立高志中等教育学校に使われる予定の英語表現なのですけれども、まず、書いたり話したりするようなことで、書くということの中で日記、ブログ、メール、最近の若い子どもたちも含め、もっと学べるようなところで使われているということ。あと、話すということでは、ディベートみたいなことで、ここには英語以外の外国語も学ぶべきかどうかということをそれぞれ賛成、反対のところで英語を使ってディベートするという取組

みが書かれていました。エッセイを書いたりディベートや自分の意見を相手に伝えるための英語の表現力を身につけるために工夫されている教科書だと思いました。

あと、数学のほうでは、特に空間ベクトルというなかなか想像しづらいようなものも、使われる教科書にはよく視覚化して分かりやすい図表になっていましたので、学ぶ人たちも分かりやすいのではないかと思いました。

○渡邊節子委員 推薦理由について、これまで私たちのほうで説明を受けて教科書を見せていただきました。やはり、それぞれの学校で先生方がよく考えて選んでいらっしゃるのだなということが分かったことと、あとは本当に高等学校の内容は専門的なので、どれがいいということは難しいのですが、マンネリ化しないで、例えば、それぞれの学校で今までとは違う新しく教科書を採用していることがあることも分かり、そういったことも大事かなと思いました。

そういう中で、高志中等教育学校で今年度新しく採用するという生物を見せてもらったのですけれども、選定理由にもあるとおり、説明が端的で、図も理解しやすいように工夫してある、対比図などがあるということもあり、大変メリハリがあり、なるほどと感じました。

また、古典も見せてもらったのですけれども、古典ですので同じ文書を教材として扱っていてもなるべく身边に感じられるように現代の写真をそこに使ったり、あるいはもう少し深く学ぶようにということで、語句や表現というところの問い合わせに工夫をしていたり、同じものを扱っていてもそれぞれ特徴があり、それぞれの学校で選んでいるということも分かりました。

あとは全体に、やはり今の教科書はとても図が分かりやすくなっていたり身边に感じられるように、例えば、物理であればスポーツについて物理学の視点から書いてある、それを写真も入れて書いてあるということで、学ぶ入り口として大変工夫されていると感じました。特に、理系を選ぶ人が減っているということも聞いていますが、教科書がいろいろな関心を広げるきっかけになっていくといいなど強く感じました。

○田中委員 今、それぞれの委員がお話をされたとおりだと思いますし、各学校、3校の生徒の実態をしっかりととらえて、それぞれ学校の特色ある教育課程に応じた教科書が選定されていると思いました。

私がいろいろ見た中で、美術の教科書を特に集中的に見たのですけれども、これは3校とも同じ日文の教科書を使っています。この教科書にいたく感激したのは、例えば、「自分らしさを伝えるポートフォリオ」というところがあります。ポートフォリオというのは、例えば、道徳であったり作文であったり、何か自分の思いを言葉で表現してそれを蓄積していく中で自分自身の変容を客観的に見ていく。それを美術の中でも取り入れていこうということで、自分の制作を振り返って自分を見直すきっかけづくりにするという視点はとても素晴らしいと思いました。

さらに、巻末にこういう言葉が書いてあります。「いつも隣にある美術」と書いてあるのですけれども、少し読んでみます。「高校が美術を学ぶ最後の機会になる人も多いでしょう。しかし、美術と離れてしまうわけではありません。少し目をこらしたり、形や色に気持ちをとめたり、絵筆などを持って手を動かしたりして美術を意識することで、日々の生活は変わらなくても楽しくなったりやすらぎを感じたりすることができるのです。」

結局、生涯を通して美術にかかわっていく。生涯スポーツという言葉もありますが、まさに生涯アートと言えると思います。例えば、SNSのインスタグラムで写真をやるとか、あるいはちぎり絵を作るとか絵はがきを作るなど、実は我々が学校教育の中で学んできたことが最終的に自分の実生活に息づいて自分の心を豊かにしていく。そういうことが最後に書かれていることに感激しましたし、その教科書を3校どこでも同じものを使って指導しているということは大変素晴らしいと思いました。

○教育長

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。それでは、各校がそれぞれの学校の教育課程に照らしながら生徒の実態に適しているものを選定したということで、議案第17号、議案第18号については承認するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定します。

第3 報告

○教育長

続きまして、日程第3、報告に入ります。

はじめに、令和元年度新潟市奨学生等の選考結果について、学務課から説明をお願いします。

○学務課長

よろしくお願ひします。報告1ページをご覧ください。令和元年度新潟市奨学生等の選考結果についてという内容です。資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、1の奨学生(候補者)の選考についてです。募集期間は例年どおり6月 10 日から7月 10 日の約1か月間募集を行いました。そして、8月6日に奨学生の選考委員会を開催し、意見聴取を行ったところです。

2の選考結果についてです。募集人員はご覧のとおり合計で 98 人のところ、83 人の申請がありました。申請者数は、昨年が 101 人で 18 人の減となっています。申請者 83 人の内、9人が学力基準を満たしておらず、適合外という結果になりました。選考基準を満たす残りの 74 人全員を採用することにしました。校種ごとの内訳は記載のとおりです。

続いて、(2)社会人奨学生についてです。募集人員 5 人のところ、一人の申請がありました。基準を満たし、採用となりました。

次に、下の参考の表をご覧ください。すみません、ここで、数字の訂正をお願いします。大学の採用人数の一番下、R1が 64 人となっておりますが、56 の誤りでございます。申し訳ありません。

参考を見ますと、大学の採用者数が前年に比べ減少しております。これについてはいろいろと考えたのですけれども、国や県の給付型奨学生金の拡充などが影響しているのではないかと思っております。県にも奨学生金がありますので、状況はどうかということで問い合わせたところ、定員割れの状態であると。しかも、かなり厳しい定員割れという状況です。

次のページをご覧ください。奨学生制度のさらなる充実を図るため、平成30年度貸付終了者にアンケートを行いました。その集計結果です。平成30年度の貸付終了者は100人です。その内97人、回収率が高いですけれども、97人からアンケートにご協力いただきました。

まず、1番、アンケート回答者の貸付種別です。全体の71パーセントが大学生となります。

2番、新潟市の奨学生制度を何で、どういう方法で知ったかについてです。家族からと在学校で知った割合が4割、続いて市ホームページで知った割合が約2割となっております。

3番は他の奨学生との併用状況についてです。38パーセントの方が日本学生支援機構や県など他の奨学生と併用しております。新潟市の奨学生は他の奨学生と併用可となっています。しかしながら、県の奨学生は日本学生支援機構の奨学生との併用はできませんけれども、市の奨学生とは併用可という条件がついております。

4番、貸付終了後の進路についてです。全体の78パーセントが貸付終了後に就職している状況です。昨年度同様、医療が約3割を占めています。就職先の主な所在地は新潟市が40人、新潟県内9人、県外が26人となっています。その内、関東圏内で18人となっています。新潟市での就職先は、昨年は51パーセントでしたが、今年度は52パーセントとなり増加傾向にあるということです。

5番、返済に当たって心配はありますかということで、約7割の方が心配ないという回答でしたが、心配あると回答された理由としては、昨年度同様に計画的な返済ができるかどうか心配だということと、返済能力がこのまま維持できるかどうかが心配だというのが主な内容となっています。

6番、返還特別免除の利用希望のアンケートの内容です。今回からアンケート項目に6番を追加しました。返還特別免除を利用できる人、いくつかの条件がありますが、新潟市に住民票がありまして、新潟市の住民税が課税されているという条件になっております。

次に、その他の主な意見ということで、四角囲みがありますが、ご覧のとおりです。はじめに書きましたが、返還特別免除の免除期間の「貸付終了後7年を超えない範囲で」という部分を「返還が終わる年数の範囲内で」などにしてもらいたい、7年縛りがなくなつて10年など年数が増えると非常に助かりますという意見がありました。

返還特別免除について説明しますが、奨学生が卒業後、新潟市に居住して市民税が課税されて、申請によってその年の返還額の2分の1免

除できるということなのです。通算の免除額の合計が貸付合計額の4分の1、最高で40万円を超えない範囲です。もう一つの条件として、免除期間は返還開始後7年を超えない範囲でという条件がついています。この想定は、例えば、東京で大学に行ってそのまま新潟に就職する人という想定で条件を設定しているということです。ただ、今は人生いろいろございまして、例えば、東京で3年間就職して、その後新潟に戻ってきたいということで、3年後戻ってきたとしても、返還期間は、例えば、返済から4年しかなくなるということで、返還特別免除の満額まで行かない場合があるということです。そういったところは今後の課題かなと思っておりまして、これからその部分は検討していきたいと考えております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

○山倉委員

その他の主な意見の一番下に「とてもよい制度だと思うのでより多くの人に知ってもらいたい、後輩にもぜひ利用してもらいたい」とあります。それでも年々少しずつ下がってきてるので、もう少し、こういうものがあるのだということを皆さんにアピールして、ぜひ、利用しやすいようにしていただけるとありがたいと思います。

○学務課長

奨学金については昔からやっている制度で、各高等学校にポスター等を昨年度から設置してもらって、家庭環境や経済的な理由で進学できない子どもがいないように、こういう制度を、ぜひ知ってもらって活用願いたいということで、今後ともしっかりとやっていきたいと思います。

○渡邊節子委員

今年度、募集に足りなかったということで、お金としてはもう少し奨学金を出すことはできるという状況だと思うのですけれども、そういう中で、学力の基準の適合外の人が多かったということで、その辺りはどのように。いろいろな考え方があると思うのですけれども、評定平均も基準になるのでしょうか。新潟市の場合はもう少し学力の基準を下げても大丈夫となると、借りられる人が多くなると思うのです。例えば、そうすると返還してもらいにくくなるとか何かそういうこともあるのでしょうか。その辺りで基準を下げるという案はどうかと思いました。単純に考えているので、難しいかも知れませんが。

○学務課長

新潟市の学力平均、通信簿の5段階評価で平均3.5以上という条件があります。これは県の貸付に合わせています。今回、学力基準が足りなくて落ちた人が何名かいたということで、おっしゃるところも確かにあります、ある程度意欲的に勉強される方というところでの条件設定をしているところです。少しそこで厳しかったですけれども。

○渡邊純子委員

とてもいい事業だと思っております。他の意見のところで気になったのは、「貸付終了後7年を超えない範囲で」という縛りがあるということなのですが、貸付を受けている方々のほとんどが日本学生支援機構の奨学金を受けています。こちらは無利子を維持していると思うのですけれども、15年返済となっています。それを考えると、やはり7年というのは厳しいのではないかと思います。大学院まで行こうと思うと6年間奨学金

を受けなければいけないということになると、やはり短期間だと返済するのがとても大変ではないかと思うので、その辺りを、ぜひ、ご検討いただければと思います。

○学務課長

私ども、直接利用者とコミュニケーションを取るためにずっとアンケートを取っています。そういうところで、やはり特別免除制度というはある程度有効に働いているのではないかと、皆さん興味を持っているのだなというのが特にここ最近よく分かってきたというか、そういうものを感じます。それなりのニーズ、さまざまな人生設計におけるニーズがあるのだなというのも、こういうアンケートを通じて実際の生の声を聞くことができますので、こういったところを基本にして制度改正、制度検討を考えていきたいと思います。

○佐藤委員

今のことについて、できるかどうか分からぬけれども、提案なのですから、要は新潟市に税金を納めているということがけっこう大きな条件になると思うのですけれども、新潟市外に住んでいて住民税を納めていなくても、今、ふるさと納税制度があるではないですか。あれによって新潟市に納税することによって、新潟市外に住んでいる人も取り込めないかと思いました。制度的に使えるかどうか分からぬのですけれども、考えてもいいかなと思います。

○市嶋委員

アンケートを見ると、返還特別免除制度は非常にいい制度だということが書いてあるのですけれども、これは新潟に就職してほしいという側面もあるのかなと思うのです。今、ご報告を聞くと就職率が52パーセントということで、高いのかどうか私の感覚では分からぬのですけれども、例えば、医療系の看護の学校に行く人が、勤め先の病院から返還不要な奨学金を受けて学校に行って、その病院で5年間とか一定の縛りがある中で就職、勤めれば返還不要だという制度が、民間ではよくあると思うのです。市や県がやることなので、あまり縛りを多くできないのは分かるのですけれども、もう少し新潟に就職してほしいというか、奨学金をもらうに当たって、例えば、地元に対しての思いをきちんと聞き取ってというところで、少し就職率も、新潟にたくさん勤めてほしいのだというメッセージも、もう少しいろいろな方向からしていってもいいのかなと思いました。

あと、返還不要にできるかは少し難しいと思うのですけれども、もし、少しでも新潟に勤めてくれればもう少しメリットがあるということであれば、使う人も多くなるのかなと思いました。

定員はどのくらい毎年変わっているものなのでしょうか。募集人数を教えてください。

○学務課長

募集人数は、過去数年の実績を平均して、来年度はこれくらいだろうということで予算措置をした、その定員になります。ですから、定員は前のだいたい3年間くらいを平均したものですから、今、右肩下がりの傾向になっております。昨年度は101名の定員にしていたのですけれども、だんだん下がり傾向になつていているということですので、また来年も下

	がてくるということになります。
○市嶋委員	実績に応じて上がったり下がったりするのですか。
○学務課長	そうです。実績に応じて下げていくという形です。ただ、今までの過去において予算を超えた、つまり募集定員を超えたものはありません。もし定員を超えた場合は足切りをしなければいけません。ここからここまで採用するけれどもここからここまで採用しませんという形になりますが、その場合は、より所得の厳しい人という条件がつきます。
○小野沢委員	県も定員割れしているというお話でしたけれども、新潟市の場合も募集に満たない人数なわけですよね。これは何か理由を考えいらっしゃいますか。
○学務課長	まず一つには、国の施策で給付型の奨学金、要するに返す必要のない奨学金が拡充されてきています。また、来年度から消費税を財源として高等教育の無償化ということで、大学の授業料プラス奨学金をもらえる制度がスタートします。今年の夏から申請の受付が始まっています。具体的には来年の4月から貸し付けることになりますので、そういったところをねらう学生もいるのかなと思います。あと、県も給付型の給付金を平成30年度からスタートさせました。今年で2年目ということです。県と市は、市は無利子ですけれども貸与型、県は無利子の貸与型と給付型の二つあります。県の給付型と貸与型、いずれも定員を大きく割っています。ですから、やはり国の制度の拡充に、ある意味では引っ張られたのかなと、県とも話しています。
	ただ、もう一つは、奨学金のあり方がいわゆる借金なわけです。そうすると、新しく社会に出る子どもに借金を背負わせながら社会に送り出すのはやはりいろいろな問題がありまして、それが負担になるという人たちもけっこういるのです。それで、取り立てが厳しいという情報というか、そういう話もあります。そういったところで、やはり借金は借金なのだということで、できる限り借金させないような形で家族が支援するのが増えてきており、また、そういう家庭の所得も、今、全国平均では子どもがいる世帯の平均は上がっています。そういったところで、できるだけ頑張る親も多くなってきたのではないかと思われます。
○教育長	ほかにございますか。
	よろしいでしょうか。それでは、この件については以上とします。
	次に、令和元年度全国学力・学習状況調査の結果について、学校支援課から説明をお願いします。
○学校支援課長	令和元年度の全国学力・学習状況調査の新潟市の結果、資料1をご覧ください。平成19年から始まった全国学力・学習状況調査ですけれども、当初は全国平均を下回る教科がぽつぽつあるという状況でしたが、現場の授業改善が進み、今年度はご覧のとおり全教科で全国を上回っているという結果になりました。
	今年からは、基礎的な問題を扱うA問題と活用というか思考を伴う問題

のB問題が一緒になって、国語、算数と統合されました。算数が全国よりも0.6ポイント上回っておりますが、これはここ数年の傾向ですけれども、基礎的な問題よりも思考を伴う問題に少し弱さがあるという傾向が続いておりまして、小学校の算数はそこが今後の課題だと思います。

中学校ですけれども、英語なのですが、今まで、話す・聞くが弱いということで、現場ではリスニングに力を入れてきたのですけれども、今回はリスニングがよくて、読む問題で少し落ち込みがあったということでした。今、英語の担当指導主事と話し合っておりますが、さらに、教科書を読むだけではなく、さまざまな文章を読んだり、いろいろな読む経験を重ねていくことで読む力をつけていくということに取組んでいきたいという話をしていました。

続いて、資料2をご覧ください。児童生徒質問紙です。総合教育会議で田中委員から取り上げていただいた自己肯定感といいますか、質問番号5です。自分には、よいところがあると思いますか。昨年度よりも小中とも若干下がっているのですが、それでも全国を上回っています。自分にもよいところがあるということと、次の設問の(6)先生は、あなたのよいところを認めてくれると思いますか。やはりきちんと子どもたちを見て、認めて、褒めるということが行われていることがここでも分かります。これが非常に全国を上回っていることが自己肯定感につながっているのではないかと思われます。

(18)の家庭学習です。小学校が全国を大きく上回って、1日当たり1時間以上の家庭学習をしております。今、中学校でも懸命に家庭学習に取組んでいるのですが、若干全国平均に届かない状況にあります。これは1時間以上ということで67.2パーセントなのですが、30分以上で見ると、全国が87パーセントに対して新潟市が88.1パーセントということで、若干全国を上回っています。ということで、少しずつ勉強し始めているが1時間以上に届かないという状況だということです。引き続き家庭学習に取組んでいく必要があると思います。

(23)、(24)については、まさに新潟市の学・社・民の融合の取組みの成果がここに現れていると思いますが、今住んでいる地域の行事に参加していますか、地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますかということに対しては、非常に高い数値が小中とも出ております。

次のページですけれども、ここで私たちが非常にうれしく思っているのは、小学生も中学生も、国語の勉強は好きですか、国語の授業の内容はよく分かりますかというところが高いということです。算数も同じです。算数も好きだという児童生徒、あと、授業の内容がよく分かるという生徒がたくさんいます。実は、英語も同じで、英語の勉強が好きだという子どもが多く、また、よく分かるという子どもが多くいます。やはり、学習意欲とかやる気を喚起しているのだなということと、あと、よく分かるというこ

とは、今、課題と振り返りということをやっていますけれども、授業の最後にきちんと何を学んだのかという全体を確認するということをしていますけれども、しっかりとおさえられているために子どもたちは授業がよく分かること答えてていると思います。ですので、本当に好きだしよく分かるという子どもが多いということはとてもいい結果だと思っております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。

○田中委員

先ほどの齋藤課長のお話に少しつけ加えさせていただきたいと思うのですけれども、(5), (6)の自己肯定感です。齋藤課長の言ったとおりで、本当に学校現場では先生方が一人一人の子どもをしっかり見て褒めている、それがここにきちんと数値となって現れてきていると思うのです。それから、(23)今住んでいる地域の行事に参加していますか、(24)地域や社会をよくするために何をすべきかを考えことがありますかというのは、まさに地域教育コーディネーターの全校配置あるいは地域と学校パートナーシップ事業の成果がここに出ているのだろうなと。取り分け小学校の(23)は昨年も 10.5 ポイント全国より高いのです。それが今年はさらに 13 ポイント高いです。すべての項目が全国より何ポイント高いのかと見ていったら、この 13 ポイントが一番高いのです。それくらい新潟市の子どもたちは地域のことについてとても関心を持ち、そして一生懸命考えています。

実は、「自分にいいところがあると思いますか」、それから「地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことがありますか」というのは 2016 年、それから 2017 年の新潟県の教員採用選考検査の小論文課題になって出ているのです。それくらい県もこのところを注目しているわけですけれども、この数値が県よりもずっと上回っているということで、これは本当に素晴らしいと思いました。

もう1点言わせてください。私は過去3年間の、ここでいう二重丸、全国よりも3ポイント上回っている数が一体どうなっているのか。これがすごいのです。小学校、平成 29 年が 13 個、去年は 26 個、今年は 38 個です。質問の数が若干違っていますので、この数だけでは言えないのだけれども、しかし、素晴らしい。中学校、平成 29 年は 9 個、去年が 28 個、今年は 40 個です。中学校は、今年は 69 の質問がありますので、その内の 40 ですから 57.9 パーセントも 3 ポイント以上上回っているという、すごい成果だと思いました。新潟市の小学校の先生方、中学校の先生方は本当に子どもたちのために精いっぱい頑張っているというのがこの数値から分かりました。

○小野沢委員

中学校のほうで、二重丸はついていないのですが、(9)のごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますかというポイントなのですけれども、全国と比べて 3 ポイント以上ではないので二重丸はついていないのですけれども、この 94.9 というのは素晴らしい数字だと思って見ていました。

- 渡邊純子委員 私も学力が非常に高いのに驚きましたし、とてもうれしいと思います。少し気になったのは、小学校と中学校の違いなのですが、学校以外で勉強する時間ですが、小学生のほうは1時間以上とかけつこう勉強しているということですが、中学生はなかなか難しいということです。下のほうを見ると、部活動に時間を大変よく取っていて、一生懸命やりたいというところで二重丸がついています。学力にもいろいろありますけれども、体力というか、いろいろなスポーツやそういうものに力を入れたりしているということがよく分かると思います。その辺のバランスを考えると、学習の1時間、塾に行っている、行っていないというのもかなりの差があるし、前のところでアフタースクールの話もありましたけれども、そちらで充実していることも学力が上がった要因にはなっているのかなと思いました。その辺の勉強の時間に関しては、もう少しいろいろ考えてみてもいいのではないかと思います。
- 渡邊節子委員 今まで出てきたところについて、先生方の取組みの成果として、よいところを認めてくれていると思いますかというところが高くなっているということで、私もそのとおりだと思いました。(6)がその項目ですが、それに加えて(7)先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思いますかということについても、小学校、中学校とも肯定的な答えが多く、これも併せて先生方の取組みの素晴らしさを感じました。
- それから、中学校の(32)で、小学校にも同じような項目がありますが、生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますかというのも、自分の考えを、しっかりと考えて深めるということで、大変大事な活動だと思い、この値も80パーセントと高くなっていて、今後も大切にしてもらいたいと感じています。昨年度より中学校では下がっているのですけれども、頼もしく感じました。
- それから、小学校の(50)算数の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考えますかというところも、昨年度からぐんと伸びていて、この辺りは、もしかしたら課題と感じたことで先生方のほうで意識して取組まれた結果があるのかなと思いました。勉強することに何の意味があるのだろうと思う子どもも多いですし、保護者の方でそういったときに答えに困るということも多いかと思うのですが、こんなところでも先生方のほうでいろいろな指導をしていただけますますいいのではないかと感じました。
- 学校支援課長 最後にお話しいただいた、今、講義型からの脱却というか、本当は子どもたちが自分たちで話し合って考えるという授業を全校で行っているわけですけれども、新潟市も非常によくやっているということで、(29)、(30)はとても素晴らしいと思っております。勉強の価値を見いだすことは大事なので、将来役に立つかということが高いのは非常にいい結果だと思っております。

○教育長	よろしいでしょうか。 それでは、この件についてはここまでとします。
	次に、新潟市教育委員会規則の一部改正について、地域教育推進課から説明をお願いします。
○地域教育推進課長	地域教育推進課です。
	報告8ページをご覧ください。新潟市教育委員会組織規則の一部改正についてご説明します。これまで、青少年三川自然の森跡地を私どもが管理しておりましたけれども、この度、一般競争入札を行い、8月5日付で同地を売却しました。売却に当たり、同日付で財産活用課に所管換えを行ったことから、併せて新潟市教育委員会組織規則について、地域教育推進課の分掌事務より、旧青少年三川自然の森の規定を削除する改正を行いましたので、ご報告いたします。
	なお、一般競争入札の結果については、報告 10 ページをご覧ください。売却先ですが、新発田市で養鶏を行い、インフルエンザワクチン用の卵を生産している有限会社岩村ポートリーという会社が1,700万1,000円で落札され、同日付で売却契約を締結し、所有権の移転を終えているところです。
○教育長	ただいまの説明にご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。 特にありませんか。それでは、この件については以上とします。
第4 次回日程	
○教育長	続きまして、日程第4、次回日程について、教育総務課からお願いします。
○教育総務課長	次の日程についてですけれども、9月につきましては9月 12 日木曜日、10月につきましては 10月 23 日水曜日、11月につきましては 11月 21 日木曜日、12月については 12月 20 日金曜日。いずれも時間は午後3時30分からを予定しております。
第5 定例会一時閉会	
○教育長	それでは、定例会を一旦閉会し、日程第6、協議会に移ります。
第6 協議会	
○教育長	通学区域変更に関する要望書について、教育総務課から説明をお願いします。
○教育総務課長	通学区域変更に関する要望書についての説明です。資料は協議会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。
	最初に、通学区域変更に関する要望書についての内、中児第三自治会に関する要望書についてご説明させていただきます。本年6月の定例会でもご報告させていただきましたけれども、5月 17 日に東区の中児第三自治会から教育長あてに就学指定校を東中野山小学校及び東石山中学校に一本化していただきたいという通学区域変更に関する要望書が提出されました。
	この件について、はじめに、要望書を提出した中児第三自治会の通

学区域を含めた状況についてご説明させていただきます。協議会3ページ、別紙図面です。これは東区の石山地区ですけれども、この図面の中ほど、青い線で囲まれた部分が中児第三自治会の範囲です。この自治会の中央部分に黒色の線がありますが、学校区の境界線なのですけれども、これが縦断している形です。左下の判例にありますように、図面の黒線が小学校区線ですけれども、赤線が自治会と町内会の境界線です。このように、中児第三自治会では町内が校区線で分断されいるということです。この内の西側の黄色で塗りつぶされた部分が中野山小学校区、東側の白色の部分が東中野山小学校区になっております。このような中児第三自治会の状況です。

恐れ入りますが、戻りまして協議会1ページをご覧ください。3、要望の趣旨になります。自治会が二つの小学校区に分断されていることによって、地域活動と学校区とが不一致であることから、円滑な自治会活動に不都合が生じているということで、この地域に居住する住民の総意として、令和2年4月1日から東中野山小学校区に一本化してほしいというものです。

三つ目の黒点ですけれども、現在、中野山小学校及び石山中学校に就学している児童生徒については、卒業するまでは現在の学校にも就学できるようにします。そして、通学区域の変更に際して、配慮した措置を願いたいといった要望です。また、中野山小学校を卒業した子どもが、希望すれば指定校の東石山中学校ではなく、石山中学校に就学できるように配慮願いたいといった内容の要望になっています。

四つ目の黒点ですけれども、兄弟が同時期に別々の学校に通わなくともいいように、兄や姉が中野山小学校及び石山中学校に就学している場合は、その間、弟や妹についても同じ学校に就学することを認め、卒業するまで就学できるように配慮願いたいという内容です。また、中野山小学校を卒業した子どもが、希望すれば指定校の東石山中学校ではなく、石山中学校に就学できるように配慮していただきたいということも要望書の内容になっています。

次に、今回の要望に従う形でやりますと、どのような影響があるか、通学区域の変更による影響ということですけれども、協議会2ページをご覧ください。別紙資料と右上に打っておりますけれども、こちらの上の表が今年度作成した中野山小学校と石山中学校の児童数、学級数の推計です。また、中ほどの変更対象人数という項目を挟みまして、下の表が変更先の校区ということで、東中野山小学校と東石山中学校の児童数、学級数の推計を記載しております。こちらをご覧いただきますと分かるように、変更元も変更先も小中学校いずれも適正規模となっています。また、中段の変更対象人数をご覧いただいても、今回の対象人数は人數的には若干名ですので、校区変更で与える影響は少ないと考えております。

大変恐縮ですが、今一度協議会1ページにお戻りください。下の5の関係するコミュニティ協議会についてです。中児第三自治会と関係のあるコミュニティ協議会としては、中野山小学校区コミュニティ協議会、そして東中野山小学校区コミュニティ協議会がありますけれども、これらの協議会からは、いずれも中児第三自治会の校区を一つにすることに同意を得られているところです。

最後に、協議会資料4ページから8ページになりますけれども、これらのページには、中児第三自治会から提出された要望書や同意書などをコピーして記載しておりますので、ご覧いただければと思います。こういった形で、中児第三自治会では通学区域変更の要望について、今年2月に開催した自治会の総会で満場一致で可決され、要望書の提出後にもその旨を自治会内の住民に周知説明しまして、異論の声は出でていないと聞いております。事務局としましては、協議会1ページの最後、6の対応案ですけれども、今回の要望事項については妥当であると考えており、通学区域の設定や変更については教育委員会の決定により行うこととなりますので、本日、ご協議をいただいて、了解が得られましたら、今後、通学区域変更の議案を次の定例会等に上程させていただきたいと考えております。

続きまして、もう一つ、同様の通学区域変更に関する要望書についての緑ヶ丘自治会のものがあります。こちらもご覧ください。協議会9ページです。こちらも今年の7月定例会でご報告させていただきましたけれども、6月28日に西区の緑ヶ丘自治会から教育長あてに就学指定校を新通小学校に一本化していただきたいという通学区域変更に関する要望書が提出されました。

この件については、まず、こちらも要望書を提出した緑ヶ丘自治会の状況について説明させていただきたいと思います。資料は協議会11ページ、別紙図面です。こちらは西区坂井輪地区の地図ですけれども、図面の中ほど、青い線で囲まれた部分が緑ヶ丘自治会の範囲となっております。そして、緑ヶ丘自治会の中の右下の部分に黒い色の小学校区の境界線が横断しております。この横断線で囲まれている黄色い部分が坂井東小学校区です。それ以外の白色の部分が新通小学校区となっております。

また協議会9ページに戻っていただきたいと思います。今回の要望の趣旨ですけれども、まず、自治会が二つの小学校区によって分断されていることにより、こちらも先ほどと同様、地域活動と学校区とが不一致な状況ということで、円滑な自治会活動に不都合が生じているということです。そして、この地域に居住する住民の総意として、こちらも令和2年4月1日から新通小学校区に一本化してほしいということです。また、令和2年4月1日には新通小学校から新通つばさ小学校が分離新設されて、新通小学校は適正規模になるものですので、それもまた要望書提

出の理由になっているということです。

こちらも三つ目の黒点になります。先ほどと同様のことですが、現在、坂井東小学校に就学している児童生徒とその弟、妹については、卒業するまで現在の学校にも就学できるように、通学区域の変更に際しては配慮した措置を願いたいという内容が要望になっております。

四つ目の黒点、兄弟が同時期に別々の学校に通わなくともいいように、兄や姉が坂井東小学校へ就学している場合は、その弟や妹についても坂井東小学校へ就学でき、そして卒業するまで在籍できるように配慮願いたいといった内容になっております。

そして、通学区域の変更による学校への影響ですけれども、協議会10ページをご覧ください。こちらも先ほどの表と同じように、坂井東小学校と新通小学校、そして新通つばさ小学校の今後の児童、学級数推計です。令和2年度を見ますと、変更元の坂井東小学校も変更先の新通小学校も、分離新設ということもあります、適正規模内になっているということです。変更対象人数については、こちらに書いてあるとおり9名ということで、これも大勢に影響のない人数と伺っているところです。

また協議会9ページに戻っていただきます。関係する自治会ですけれども、寺尾新町第二自治会、そして坂井自治会ということですが、こちらも緑ヶ丘自治会の校区を一つにすることについて、了承を得られております。また、各自治会が校区を変更する要望は、これらの自治会からはそういうた要望はないということで確認しているところです。

また、先ほどと同様に協議会12ページから18ページについては、緑ヶ丘自治会から提出された要望書や関係者からの同意書になっておりますので、ご覧ください。そして、緑ヶ丘自治会では通学区域変更の要望について、今年4月に開催した自治会の総会で満場一致で可決されたということで、こちらも異論の声は出でないと聞いております。事務局としても今回の要望は妥当であると考えており、通学区域の設定や変更については教育委員会の決定により行うこととなりますので、本日、ご協議をいただいて、その了解が得られたところで、今後、次回の定例会に通学区域変更の議案を上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○市嶋委員

円滑な自治会活動ができるということで、大変いいことだと思います。

私は分からないので聞きたいのですけれども、同じ時期にこういった内容のものがほかの自治会から上がってくるというのは、こちら側から何かそういうような促しをしているのですか。

○教育総務課長

特にそういうことはやっておりません。

○市嶋委員

たまたま同じ時期ということですか。

○教育総務課長

はい。そういうご相談は時折あります。ほかの地区でもあります

で、それがたまたま、今回、この二つは時期が重なったということです。

○教育長 ほかにございますか。

ないようでしたら、以上でよろしいでしょうか。

それでは、これで協議会を閉会します。

第7 協議会閉会・公開終了

○教育長 これより定例会の非公開案件を審議いたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第8 定例会(非公開)付議事件

○教育長 これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

議案第15号令和元年9月議会定例会の議案のうち、はじめに、令和元年度一般会計補正予算について、学務課から説明をお願いします。

○学務課長 付議1ページをご覧ください。議案第15号の内、(1)令和元年度新潟市一般会計補正予算について、説明します。今回の補正是、新潟市教育ネットワーク基盤の構築及び統合型校務支援システムの構築事業について、必要な予算を新たに計上するものです。

歳出予算額は1億8,600万円、そして開発が複数年にわたるため、繰越明許を設定します。教職員の多忙化解消と現在のネットワーク環境のセキュリティの脆弱性の解消が、今、近々の課題になっております。また、学校現場から早期のシステム導入と十分な操作研修などを望む声も多くあることや、校務支援の本格稼働は年度当初が条件になっていることから、導入スケジュールを前倒しして必要な予算を補正するものです。

次のページをご覧ください。教育ネットワークとはということで、ここで少しご説明させていただきたいと思います。教育委員会や学校間をネットワークでつなぎ、教職員間の情報共有、それから学校間の連携を支援する基盤のことをいいます。また、この基盤を構築したうえで、成績管理や出欠管理などの校務を効率化できる統合型校務支援システムを導入します。教育ネットワーク基盤を構築することで学校での情報セキュリティが向上するほか、情報共有が進んで、教材の有効活用や会議時間の削減などにより生み出された時間は子どもと向き合う時間に振り向かれて、教育の質の向上につながるということです。さらに、成績管理など校務をシステム化し、事務効率が向上することで、事務時間が削減されて教職員の多忙化解消が図れるという目的です。なお、教育ネットワークの本格運用開始は令和3年4月を予定しております。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

○小野沢委員 こういった教育ネットワークができると非常にいい面もあるとは思うのですが、システム開発というのはどこかに委託してやってもらうのですか。それとも、すでにどこかの自治体でやっているものがあって、それを新たに新潟版に直して採用するということなのでしょうか。

○学務課長	<p>このシステムはメーカーがさまざまに作っています。校務支援システムは、例えば、政令指定都市では新潟市だけが導入していないなくて、ほかの19市はもうずっと前から導入しています。ですから、新潟市の教職員は非常に難儀しているということで、今回、ようやく今年度回線を引く予算について、それでいろいろ現場の意見を聞きながら計画を作ってきたのです。</p> <p>そうすると、やはり4月稼働が条件だと。途中で稼働されてもデータの管理が二重三重になてしまいうということで、計画を逆算していくと、やはり今回の9月補正でシステム開発、メーカーがパッケージで持っているものを新潟市バージョンに置きかえていく作業という内容です。もうすでにさまざまなメーカーがパッケージで作っていらっしゃいます。ただ、それをそつくり持ってきて、さあ使ってくださいということではできないということで、それを新潟市の状況に合わせながら、さまざまにカスタマイズといいますか、いろいろ変更するところは変更していくという内容です。</p>
○上田委員	<p>先ほどのお話だと、すでに取り入れているところが、新潟市以外の政令指定都市はあるということなので、どれくらいのメリットがあるということはもう想像していることかと思います。この図を見ると、教育委員会があつて学校があつて組織内ネットワーク網があるのですが、例えば、情報の共有というのは、自分の学校からよその学校の情報も共有できるという認識でよろしいですか。</p>
○学務課長	<p>はい。クラウドというシステムを使って、データサーバーをしっかりとあるところに置いて、そこに集中的に管理していきます。学校間のデータのやり取りはそのネットワーク環境の中で行いますので、ほかからアクセスや不正が働かないような状況になります。</p>
	<p>それから、効果については、国が示している事例なのですが、大阪市で年間一人200時間以上の超勤の削減効果が出ているということです。</p>
○小野沢委員	<p>これは各学校に専門に管理する人がいるのですか。</p>
○学務課長	<p>これは集中管理ということで、学務課にICTを担当する係がありますので、そこで一括管理していきます。今も学校に配布されているパソコン等は学務課のほうで管理していますので、それと同じような形と伺っています。</p>
○佐藤委員	<p>まず、このシステムに関しては、効率がよくなつてなおかつ子どもたちの成績も上がるということは想像できるので、ぜひ、進めていただきたいと思うのですけれども、セキュリティという話で、直接この話からはずれてしまうのですけれども、メールもこの中に入っていますよね。現状でも学校で先生がメールアドレスなどを持ていらっしゃるのかどうか。そういうネットワーク、学校、外部とつながっているのかどうか分からなかつたので教えていただきたいのですけれども。</p>
○学務課長	<p>一般的の家庭と同じ状況で、外部とメールしています。ということは、それだけ危険にさらされる機会が大きいということです。</p>

○佐藤委員	これが稼働したときには、それはもう使わなくなるということですか。
○学務課長	使わなくなります。ここだけの仮想空間の中で動きますので、ほかとはつながりません。
○佐藤委員	ネットワークとしてはこれだけになるわけですね。
	それで、なぜ質問したかというと、今後、授業の現場でタブレット端末などの導入が進むと、タブレット端末をどうやってネット接続するのだろうと思うのです。携帯回線を使ったSIMつきのものにすればセキュリティの面ではことは関係なくなるのでいいのですけれども、費用がかかりかかりますよね。やはり、普通にネットワークがあって、そこからLANでつないだほうが安いですね。
○学務課長	それは、今、一応、仕様書としては、どちらでも別に安全性が保たれればいいわけであって、そういう形にしていますけれども。
○佐藤委員	ただ、これは令和3年度だから2年先の運用を考えている中で、ネットワークを、子どもたちのタブレット端末の台数がどんどん増えていくことも考えて、これとは直接関係ないかもしれないけれども、一緒にできなないかもしれないけれども、2年、3年先のことを考えておかないといけないのではないかと思っています。自信を持ってセキュリティは大丈夫ですと言えるのであれば、このネット回線を使った Wi-Fi による接続のほうが断然安いので、そこまで検討するべきなのかとか、余計な心配かもしれませんけれども、何となく考えていました。
○学務課長	今、そういうところも検討しながら、システム全体にわたってネットワーク環境を設計している状況です。
○教育長	ほかによろしいでしょうか。
	次に、新潟市立幼稚園条例の一部改正について、引き続き、学務課からお願ひします。
○学務課長	付議3ページをご覧ください。議案第15号の内、(2)新潟市立幼稚園条例の一部改正について、ご説明します。こちらについては、幼児教育・保育の無償化に伴い、新潟市立幼稚園条例の一部を改正するものです。
	次のページをご覧ください。今年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しまして、今年の10月から、主に3歳から5歳までの幼稚園・保育園・認定こども園等に通う児童の保育料、幼稚園では授業料になりますが、これを無償化するということで、幼児教育・保育の無償化が始まります。本市の市立幼稚園についても授業料が無償になります。
	2の(1)にあるとおり、授業料は所得に関係なく、満3歳児から5歳児までのすべての子どもが無償となります。また、(2)にあるとおり、給食費や教材費、通園送迎費など、いわゆる諸園費はこれまでどおり保護者負担となります。しかし、給食費の内、おかずやおやつといった副食費については、年収360万円未満相当世帯のすべての子ども及び年収が

360万円以上の場合であっても小学校3年生以下の兄や姉から数えて第3子以降の子どもの費用については免除される形になります。

(3)その他として、市立幼稚園児童が、例えば、夏休み期間に民間の一時預かり保育などを利用する場合も、上限の縛りはありますけれども、無償となります。本年10月の制度改正に向けて、すでにホームページや各園を通して保護者あてにチラシを配布するなど、周知を進めております。円滑な制度の導入ができるよう、今後とも対応を図っていきたいと考えております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

特にございませんか。

それでは、次に、新潟市教職員給与条例の一部改正について、教育職員課から説明をお願いします。

○教育職員課長

教育職員課です。

定例会資料の付議9ページをお開きください。新潟市教育職員給与条例の一部改正についてご説明します。今回の条例改正は、地方公務員法の改正にともない、条文の整理を行うものです。はじめに、条例改正の原因となった地方公務員法改正の理由と内容についてご説明します。本年6月に成年被後見人や被保佐人など、成年後見制度利用者が不当に差別されないようにする趣旨で、制度利用者の権利を一律に制限する規定を設けております180もの法律を一括して改正する資料記載の一括法が成立しました。その中で、地方公務員法も改正されたものです。その改正内容は、地方公務員法第16条で定めている職員の欠格条項から成年被後見人と被保佐人が対象から削除されたものです。これは心身の故障などで判断能力が十分ではないとして、職員が成年被後見人等にならざるをえなくなった場合に、現行は一律に職員の身分を失わせる制度となっておりましたが、これを見直しまして、心身の状況を個別に審査し、能力判定を行う制度へ移行させるものです。

これを受けまして、給与条例の改正内容についてですが、このように地方公務員法から削除された成年被後見人等に係る欠格条項、具体的には、法第16条第1号を引用しております給与条例の第33条第6項の条文からこの法を引用している部分を削除するものです。

条例の施行日については、法の施行に合わせ、12月14日としております。

なお、9月議会定例会での対応ですが、資料下段の4、その他に記載のとおり、新潟市教育職員給与条例を含む成年被後見人等の権利を制限しておりました七つの条例を一括して改正する条例を制定しまして、関連する課を代表して総務部職員課が提案することとなっております。

その他、参考に、次ページには条例の新旧対照表、付議11ページ、

12ページには成年後見制度の概要と一括法の概要を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。
特にありませんか。

それでは、次に、新潟市公民館条例の一部改正について、中央公民館から説明をお願いします。

○中央公民館長 中央公民館です。よろしくお願いします。

(4)新潟市公民館条例の一部改正についてです。先月の定例会で、潟東地区公民館の分館にあたるかたひがし生活体験館を潟東地域実行計画に基づき廃止することについて、報告させていただきました。今月は、その廃止に伴い、条例の一部を改正することについて説明させていただきます。

付議 13 ページをご覧いただきたいと思います。

1、提案理由はご覧のとおりです。繰り返しになりますが、平成28年に策定された潟東地域実行計画に基づき、既存公共施設の再編及び老朽化が著しいかたひがし生活体験館を廃止し、潟東体育館を増築、改修工事することによりその機能を複合します。

ここに(仮称)とついておりますが、現在、仮称が取れておりますので、申し訳ありません、修正をお願いします。潟東地域コミュニティセンターに移転することとなったため、新潟市公民館条例の一部を改正いたします。

2、提案内容です。条例中にあるかたひがし生活体験館に関する部分をそれぞれ削除するもので、具体的には付議 15 ページから付議 17 ページの新旧対照表のとおりです。

3、施行期日ですが、令和2年4月1日です。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いします。
特にございませんか。それでは、議案第 15 号について、議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、そのように決定します。

第9 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 渡邊 節子

署名委員 山倉 茂美

